

山田ともこだより

No.40

■山田ともこオフィシャルホームページ
www.yamadatomoko.com



●発行:山田ともこ事務所 (2021年3月)



フェイスブック、インスタグラム、ツイッター、アメーバにも配信しています。

皆様方には、日頃よりご支援を賜りありがとうございます。昨年から「新型コロナウイルス感染症」拡大の影響が出ておりますが、県内においては県民の皆様方のご協力により、感染状況は落ち着きました。しかしながら、全国的には再拡大の傾向や変異株など、まだまだ厳しい状況が続きます。どうぞ、皆様方におかれましては、引き続き、「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策にご協力のほど、宜しくお願ひ致します。「新型コロナウイルス感染症」に伴う相談ごとなどございましたら、お声掛けの程宜しくお願ひ致します。

●発熱などの症状がある場合の相談(受診・相談センター)

県では、季節性インフルエンザ流行期に備え、発熱などの症状があり、受診先に迷う方に医療機関を案内する「受診・相談センター」を設置しました。

これまで、各保健所及び本庁(土日祝日)に設置していた「帰国者・接触者相談センター」を県内1ヶ所に集約し、新たに「受診・相談センター」として開設しています。

「受診・相談センター」では、保健師等の専門職が相談に応じ、「診療・検査医療機関」等をご案内いたします。**発熱などの症状があり、受診先に迷う場合には、ご相談ください。**

発熱などのある方は、**必ず受診前に**、かかりつけ医等に電話で相談し、適切な感染予防対策がとられた環境で安心して受診できるように、医療機関の指示に従ってください。

【開設日時】令和2年11月2日(月曜日)9時から

【電話番号】0120-409-745※土日祝含む24時間、県内全域に対応しています。

※長崎県HPより抜粋



【福祉保健課】

住所:長崎県長崎市尾上町3番1号

電話:095-895-2410

FAX:095-895-2570

●新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口開設

●相談員が、解決に向けたアドバイスや、内容に応じて関係機関等へ対応を依頼します。

●誹謗中傷等への法的措置など法律相談を希望される方には、弁護士による相談も受けられます。(1案件につき5万円まで相談料無料)※単価:30分5千円

さらに、SNSなどインターネット上の誹謗中傷等の投稿の削除や必要な調査(投稿者情報の開示請求等)を弁護士に依頼された場合、その経費の1/2(30万円を限度)を県が支援します。

※インターネット以外の誹謗中傷等も対象に含みます。

【長崎県からのお願い】

感染者や医療従事者そのご家族の方などへの誹謗中傷等は、感染された方が行動歴を隠したりすることを助長し、さらなる感染拡大を招いてしまいます。

また、医療体制の崩壊にもつながりかねません。お互いを思いやる心を持って、冷静な行動をお願いします。

【人権・同和対策課】

住所:長崎市尾上町3-1

電話:095-826-2585

ファクシミリ:095-826-4874



地域の声を集めて県政へ届けています。 活動スナップ『2020年11月～2021年3月』



●R2 11/5
宇久町にて
ナゴパン(移住者視察)

●R2 11/5 宇久島にて



●R2 11/6
小値賀町にて
松枯の被害視察



●R2 11/6
小値賀町にて
おぢか薬局視察



●R2 11/20
島原城視察にて



●R3 3/17 春闘
佐世保地区
総決起集会にて



●R3 3/28
展海峰 菜の花ウォークにて



●R3 3/28
佐々町熊野神社にて

